

(変更点は下線部)

新	旧
<p>障発第0830004号 平成18年8月30日</p> <p>一部改正 障発0926第2号 平成24年9月26日</p> <p>一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第42号 平成26年3月31日</p> <p>一部改正 障発0329第19号 平成31年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第18号 令和2年3月31日</p> <p><u>一部改正 障発0331第12号</u> <u>令和3年3月31日</u></p>	<p>障発第0830004号 平成18年8月30日</p> <p>一部改正 障発0926第2号 平成24年9月26日</p> <p>一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第42号 平成26年3月31日</p> <p>一部改正 障発0329第19号 平成31年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第18号 令和2年3月31日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p>	<p>各都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>サービス管理責任者研修事業の実施について</p>	<p>サービス管理責任者研修事業の実施について</p>

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1～10 略

11 経費の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

ただし、指定研修事業者が研修を実施する場合であって「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援専門員研修等の実施及び留意点等について」(令和2年5月13日付事務連絡)を踏まえ、講義の遠隔化、演習の小規模・分散化等を行う場合においては、研修の実施に通常要する額を超えて要する経費を補助の対象とする。

なお、この場合においては、研修の実施に通常要する額を超えて要する経費を補助の対象としていることから、通常要する経費とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を流用することのないようにすること。

(別表1)～(別表8) 略

(別紙1)～(別紙4) 略

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1～10 略

11 経費の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別表1)～(別表8) 略

(別紙1)～(別紙4) 略